

A P Mネコバスの運行に関する基本合意書

愛知県（以下「甲」という。）、トヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）、MONET Technologies 株式会社（以下「丙」という。）、豊栄交通株式会社（以下「丁」という。）及び株式会社スタジオジブリ（以下「戊」という。）は、甲が管理する愛・地球博記念公園（以下「本公園」という。）内において、戊が知的財産権を保有するキャラクター「ネコバス」をイメージして乙が乙所有A P M車両をベースに製作する車両（以下「A P Mネコバス」という。）を活用し、丙が主体となり、丁とともに運行すること（以下「本計画」という。）について、以下のとおり合意（以下「本合意」という。）し、その実現に向けて連携・協力して誠実に取り組むこととする。

（目的）

第1条 本計画は、A P Mネコバスの運行により、多くの来園者で賑わう広大な本公園内の移動をより楽しく、快適にするソリューションを提供し、もって本公園全体の魅力向上に資するとともに、公共空間におけるモビリティサービスの新たな可能性を見出すことを目的とする。

（役割分担）

第2条 本計画における各当事者の役割は、次の各号に定める。

- （1） 甲は、公園施設として乙からA P Mネコバスを賃借し、運行に必要な本公園内の環境を整えるとともに、丙に対し、行政上の許認可手続を関係法令に基づき行うものとする。
- （2） 乙は、A P Mネコバスを甲に賃貸するとともに、運行に伴い必要な保守管理を行うものとする。
- （3） 丙は、A P Mネコバスの運行主体・運営主体として、丁とともにA P Mネコバスを運行するものとする。
- （4） 丁は、A P Mネコバスの運転業務を中心に丙を補助し、丙とともにA P Mネコバスを運行するものとする。
- （5） 戊は、A P Mネコバスの製作、運行及び広報活動に必要な意匠の提供並びに監修を行うものとする。

（運行ルート）

第3条 本計画におけるA P Mネコバスの運行ルートは、甲、乙、丙、丁及び戊（以下「各当事者」という。）で別途協議して決定する。

（運行開始目標及び運行期間）

第4条 本計画は、2023年度内の運行開始を目指すものとし、それ以降、2025年度にかけてを運行期間とする。なお、運行期間中に運行に支障を来す事象が発生した場合及び運行期間の変更を行う場合については、各当事者で別途協議の上、決定するものとする。

（機密保持）

第5条 各当事者は、本合意の締結交渉中から知りえた他の当事者の機密に属

する事項について、善良なる管理者の注意をもって、適正に管理・保持するとともに、これを第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、法令により開示を求められた場合、又は第2条の役割遂行のために、各当事者の業務委託先等に対して当該機密を開示する場合は、この限りでない。その場合、当該委託先等への開示当事者は、機密を有する当事者の承諾を得た上で開示するものとし、また、本合意に基づき開示当事者が負うのと同様の義務を当該委託先等へ負わせるものとする。なお、次の各号のいずれかに該当するものは、機密に属する事項に含まれないものとする。

- (1) 相手方から提供を受けたときに既に公知であったもの
- (2) 相手方から提供を受ける以前から自らが保有していたもの
- (3) 相手方から提供を受けた後に自己の責めによらずに公知となったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 相手方から提供を受けた情報によることなく独自に取得したもの

(解除)

第6条 各当事者は、各当事者のいずれかの者が本合意に違背したとき、又は本合意を継続し難い不信行為があったときは、当該当事者に対し相当期間を定めて履行若しくは是正を文書により催告し、その期間内に履行若しくは是正が為されないときは、本合意を解除することができる。

2 各当事者は、各当事者のいずれかの責めに帰すべき事由により本合意が解除された場合、APMネコバスの運行を中止する。なお、これらにかかる費用は、当該帰責性を有する者の負担とする。

3 各当事者は、自らの責めに帰すべき事由により本合意が解除された場合、各当事者に損害を与えた範囲において、その損害及び費用を負担するものとする。

4 各当事者は、APMネコバスを運行する場が公共施設であることに鑑み、本合意の解除には行政上の諸手続に相応の期間が必要なことを確認する。

(乙、丙、丁及び戊の倒産等)

第7条 各当事者は、乙、丙、丁及び戊が次の各号に定める事由の一に該当するときは、前条の定めにとらわず、本合意を解除することができるものとし、本計画に関連し、整備された施設等の取扱いについても、別途協議の上、定めるものとする。

- (1) 手形、小切手取引において不渡処分その他の支払い停止処分を受けたとき。
- (2) 特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産宣告等の申し立て（自ら申立てた場合を含む。）があったとき。
- (3) 仮差押え、強制執行、担保権実行、租税滞納処分その他これらと同視すべき事由が発生したとき。
- (4) 営業を停止し、若しくは廃止し、又は解散の決議をしたとき。
- (5) 財務状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

(知的財産権の使用又は利用)

第8条 各当事者は、A P Mネコバスの広報活動並びに愛知県民及び各当事者の株主への説明等に必要と合理的に認められる範囲で、A P Mネコバスに関し戊が保有又は管理権限を有する知的財産権を無償で使用し、又は利用することができる。

2 各当事者は、前項の使用又は利用に際しては、事前に、戊と知的財産権の使用又は利用に関する諸条件について合意し、承諾を得るものとする。

3 各当事者は、A P Mネコバスの広報活動並びに愛知県民及び各当事者の株主への説明等に必要と合理的に認められる範囲で、A P Mに関し乙が保有又は管理権限を有する知的財産権を無償で使用し、又は利用することができる。

4 各当事者は、前項の使用又は利用に際しては、事前に、乙と知的財産権の使用又は利用に関する諸条件について合意し、承諾を得るものとする。

5 前各項で定めるほか、A P Mネコバス及びA P Mに関する知的財産権の使用又は利用が予見される場合は、第2条の役割遂行に必要な範囲において、関係する当事者間にて別途協議するものとする。

(有効期間)

第9条 本合意の有効期間は、本合意締結の日からA P Mネコバスの運行期間の終了日までとする。ただし、第4条の規定により、運行期間を変更する場合は、変更後の運行期間の終了日までとする。

2 第5条及び第6条の規定については、本合意の有効期間終了後も、なお有効に存続するものとする。

(管轄裁判所)

第10条 本合意に関する一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。)については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第11条 本合意に定めのない事項又は本合意に関して疑義が生じたときは、各当事者が誠意をもって協議の上、決定するものとする。

上記のとおり本合意が成立したことを証するため、本書5通を作成し、各当事者にて記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年9月11日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県知事 大村秀章

乙 愛知県豊田市トヨタ町1番地

トヨタ自動車株式会社

Senior Fellow 山本圭司

丙 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号

MONET Technologies 株式会社

代表取締役社長兼CEO 清水繁宏

丁 愛知県豊田市深田町1丁目126番地の1

豊栄交通株式会社

代表取締役 境政義

戊 東京都小金井市梶野町一丁目4番25号

株式会社スタジオジブリ

代表取締役社長 鈴木敏夫